

分野5 行政

～持続可能なまちづくり～

- 1. 町民協働の行政運営 …………… (1) 協働のまちづくり
(2) 男女共同参画のまちづくり
(3) 質の高い行政運営
(4) まちづくり人材の育成

- 2. 持続可能な財政運営 …………… (1) 健全な財政運営の推進

主要施策 I : 協働のまちづくり

【現状・課題】

第 I 次産業の後継者不足による高齢化、少子化に伴う人口減少が続く中、まちづくりの担い手世代が少なくなっています。

一方で、地方分権の進展等、地方自治体が行う業務は今後、拡大していくと予想されていますが、役場の職員数は、町の人口が減少している状況で、減ることはあっても増やすことは困難です。

そのため、町民一人ひとりが「自分達の町は自分達でつくる」という意識を持って、目的を共有しながら課題解決に向け、行政、議会、町民がそれぞれの役割のもと、協働のまちづくりに取り組む必要があります。

本町では、既に「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会や「りっぱカンパニーズ」などの町民グループが、それぞれ、まちづくり活動に取り組んでいますが、今後はそれらを更に主体的に広げていく必要があります。

【施策の基本方針】

行政と町民が地域課題に対する共通認識を持つため、まちづくりの取り組みを町民に分かりやすく情報発信し、情報の共有化に努めます。

また、行政と町民の意見交換等により、政策立案過程の透明化を図ります。

さらに、男女が互いにその個性と能力を発揮することができる社会の実現のための環境整備や意識高揚などに努めます。

【前期の主な取り組み】

- ①まちづくり意見交換会の開催 平成 30 年度 8 回

【後期の施策方針】

- ①まちづくり意見交換会を年 4 回開催
 ②町民主体のまちづくりを推進
 ③おぢか新聞、ホームページなどの充実

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①まちづくり意見交換会の開催数	未開催	8 回開催	年 2 回 開催	年 4 回 開催
②町民主体のまちづくり事業の実施	-	平成 29 年度 1 事業	-	1 事業/ 年

<①変更理由>年々多様化する住民の要望や提言をまちづくりの施策として反映するため、目標を上方設定。

<②変更理由>後期施策に取り組む上で、目標となる数値を、前期の実績をもとに新規設定。

主要施策 2: 男女共同参画のまちづくり

【現状・課題】

職場や家庭及び地域社会等のあらゆる分野において、男女が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

しかし、家庭や地域、職場など私達の身の回りでは、「女だから」「男だから」という意識から生まれる性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っているほか、男女がともに社会参画するための環境整備についても十分とは言えない状況にあります。

このため、今後は、男女共同参画に関する指針づくりのもと、意識改革の一層の推進や政策・方針決定の場への女性の参画促進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

【施策の基本方針】

男女共同参画社会への意識改革と、ワークライフバランス^{*}を推進し、男女共同参画の社会環境づくりに努めます。

【前期の主な取り組み】

- ① 県北地域活動促進会議において、ハンドブックやチラシの作成及び配布
- ② すべての女性が輝く社会づくりに向けて、男女共同参画まちづくり講演会を開催

【後期の施策方針】

- ① 啓発のためのセミナー等を実施し、男女共同参画について住民の意識を向上
- ② 女性委員ゼロの委員会等の解消

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 男女共同参画講演会	未実施	実施済	1 回/年	-
② 男女共同参画意識調査	未実施	未実施	H26 実施	R4 実施
③ 各種委員会等の女性委員数	-	-	-	30%以上

<②変更理由>前期で未実施だったため、目標を変更。

<③変更理由>後期施策に取り組む上で定量的な目標として新規設定。

※【ワークライフバランス】仕事と生活との調和を図ること。

主要施策 3: 質の高い行政運営

【現状・課題】

地方分権社会を迎え、町が自らの選択と責任でまちづくりの方向性を決定し、特色を活かした地域づくりを推進していくことが求められています。

そのため、町民の価値観の多様化に的確に対応できる職員の育成と確保を図り、効率的な行政運営に取り組む必要があります。

また、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある災害や事故などに対して、的確かつ迅速に対応するための職員のスキルが必要です。

【施策の基本方針】

地方自治体として主体性を持ち、町民の意見、要望等に的確に対応できる効率的な行政運営を目指し、民間研修(おもてなし)や異業種交流会などによる職員の資質の向上に取り組みます。

また、行政サービスを効果的かつ持続的に提供するためにワークシェアリング[※]方式等を検討し、効率的な行政組織の構築を目指します。

さらに、人事評価の導入による職員の資質の向上を図り、効率的な行政運営に取り組むとともに、開かれた行政を実現するため、情報発信を充実させ、情報公開を進めます。

災害や事故に対応するため、的確かつ迅速にマニュアルに基づいた行動ができるよう、職員研修等に取り組んでいきます。

【前期の主な取り組み】

- ①町を担う人材を育成するべく、できるだけ多くの職員に研修受講の機会を与え、職員の質の維持、向上
- ②行政サービスの質の向上のため、人事評価を本格導入

【後期の施策方針】

- ①職員の確保や育成だけでなく職員が持てる能力を発揮し、協力しながら目標に向かって進む組織体制の構築
- ②再任用制度を利用しながら、優秀な人材を確保するため、採用年齢の引き上げ等を検討
- ③行政計画[※]等の情報公開
- ④職員スキルアップのため民間研修等を実施するほか、ワークシェアリングの導入を検討

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①職員研修等受講者数(延べ数)	20 名/年	83 名/年	40 名/年	100 名/年
②人事評価の導入	未導入	導入済	-	-

<①変更理由>研修方法を町外研修に加え、講師を招へいする町内研修を行うことで、目標を上方設定。

※【ワークシェアリング】労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。主に、雇用の維持・創出を目的として行われる。

※【行政計画】行政機関が行政活動について定める計画(土地利用計画、財政計画、防災計画等)。

主要施策 4:まちづくり人材の育成

〔現状・課題〕

まちづくりの基本は「人」です。町民協働による自立のまちづくりを推進するため、各分野における人材の育成が、これからも重要な課題であることは間違いありません。

今後、町民生活と地域産業を持続かつ発展させるため、地域づくりを担う人材の育成や法人等やボランティア団体の新規設立等の強化が必要です。

〔施策の基本方針〕

「まちづくりの基本は人です。」を合言葉に、まちづくり研修会等を定期的で開催し、地域のリーダーとなる人材を育てます。

また、本町の発展に貢献し、その功績が顕著な町民や団体を表彰し、今後のまちづくりに取り組む町民の模範とします。

〔前期の主な取組み〕

- ① 町内のまちづくりに興味があるメンバーで、東彼杵町、波佐見町を視察

〔後期の施策方針〕

- ① 町内外における先進地視察や異業種間交流など、人材育成の環境を整備
- ② 町内の法人等新規設立における支援
- ③ 学生発案のまちづくりへの取り組みを町政へ積極的に反映

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① まちづくりリーダー育成研修会回数	0 回	1 回	4 回/年	-
② // 参加人数	0 人	9 名	10 人/年	-
③ 法人等新規設立数	0 団体	0 団体	-	1 団体/年
④ ボランティア団体新規設立数	0 団体	0 団体	-	1 団体/年

<③④変更理由>具体的な目標設定を行っていなかったため、後期施策に取り組むうえで定量的な数値を新規設定。

主要施策 1:健全な財政運営の推進

〔現状・課題〕

本町は、自主財源に乏しい脆弱な財政構造にあって、国・県などの補助制度や起債制度の活用、歳出の削減努力などにより、比較的健全な財政運営を維持しています。しかし、本町の歳入予算の中で最も大きな財源である地方交付税の算定に、現在は平成 27 年度実施の国勢調査人口が反映されていますが、今回の調査が令和 2 年度であり、その調査人口が反映される令和 3 年度には、一定額の減少が予想されます。

また、令和元年 10 月からの消費税引き上げなどによる経常経費の増加も懸念されます。そうした中、平成 29 年 4 月から施行された有人国境離島法や、各種支援制度について創意工夫をもって有効に活用しながら、地域振興策を積極的に推進し、人口減少を抑える一方で、自主財源の確保や経費の節減等にも間断なく取り組み、効率的な予算執行による財政健全化の保持に努める必要があります。

〔施策の基本方針〕

町税や各種施設の使用料、事務手数料等の適正化に努めるとともに、町民の納税や受益者負担に対する意識を高め、貴重な自主財源の確保を図ります。

また、中長期的な視野に立って、効率的かつ計画的な財政運営を進めます。

〔前期の主な取り組み〕

- ①財政状況の情報開示
- ②国・県等の支援制度の有効活用による財政運営

〔後期の施策方針〕

- ①個別施設計画を策定し、公共施設総合管理計画の基、維持管理費の平準化

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①実質公債費比率※	11.2%	5.5%	-	10.0%

<①変更理由>近年の大型事業により今後実質公債費比率が上がる見込みではあるが、起債の借入制限となる 14%を超えない範囲で事業計画を実施するため 10%を目標として設定。

※【実質公債費比率】地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。

■主な財政指標の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
財政力指数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
経常収支比率(%)	77.7	79.1	75.0	77.8	77.4
実質公債費比率(%)	11.2	9.6	8.2	6.6	5.5
地方債現在高(百万円)	3,157	3,221	3,147	3,461	3,343
積立金現在高(百万円)	1,969	2,154	2,298	2,485	2,721

■人口一人当たり歳入額の類似団体比較

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100
地方税	110,760	56,726	51.2	110,515	58,352	52.8	116,897	62,032	53.1
地方交付税	617,455	644,802	104.4	616,260	701,071	113.8	622,004	709,019	114.0
その他	30,374	19,509	64.2	39,391	28,563	72.5	37,925	26,312	69.4
一般財源小計	758,589	721,037	95.0	766,166	787,986	102.8	776,826	797,363	102.6

■人口一人当たり主な目的別歳出の類似団体比較

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100
人件費	189,429	213,634	112.8	187,155	208,179	111.2	189,696	200,269	105.6
扶助費	61,765	84,129	136.2	62,881	82,060	130.5	68,193	95,950	140.7
公債費	149,045	115,855	77.7	146,248	127,935	87.5	146,193	132,023	90.3
小計	400,239	413,618	103.3	396,284	418,174	105.5	404,082	428,242	106.0
物件費	183,690	157,541	85.8	190,636	157,887	82.8	207,264	169,698	81.9
補助費	169,542	113,067	66.7	175,545	138,765	79.0	181,175	133,180	73.5
投資的経費	351,303	222,703	63.4	295,087	118,742	40.2	310,648	362,597	116.7
普通建設事業	333,013	220,117	66.1	280,458	118,742	42.3	291,945	362,597	124.2
うち補助	197,164	136,014	69.0	144,505	69,965	48.4	156,501	130,726	83.5
うち単独	126,732	78,893	62.3	127,286	47,417	37.3	127,651	228,217	178.8
災害復旧事業	18,130	2,256	12.4	14,535	0	0.0	18,608	0	0.0
その他	206,086	258,547	125.5	221,047	273,642	123.8	214,448	249,114	116.2
歳出合計	1,310,860	1,165,476	88.9	1,278,599	1,107,210	86.6	1,317,617	1,342,831	101.9

■人口一人当たり積立金・地方債残高の類似団体比較

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100	類団 (A)	本町 (B)	比較 (B)/(A) × 100
積立金現在高	920,249	804,481	87.4	886,553	876,278	98.8	950,099	964,683	101.5
地方債現在高	1,197,052	1,203,177	100.5	1,209,255	1,200,325	99.3	1,256,778	1,343,718	106.9

～基本構想～ ※平成26年度計画時点

第1章 総合計画策定の目的と役割

第1 総合計画策定の目的

小値賀町では、平成14年度から10年間の「小値賀町総合計画」を町の最上位計画として、まちづくりを進めてきました。その10年間で地方分権・市町村合併という大きな行政改革が推進される中、本町は離島の単独町として存在する道を選択しました。

そして、体験型観光の推進等に力を入れる中で、全国的にも元気な町として評価され、平成24年度「地域づくり総務大臣表彰」の大賞を受賞したところです。

しかし、少子高齢化、過疎化が進む中で小値賀町のまちづくりは、今後ますます厳しさを増していくことが予想されます。町民総参加でこれからの小値賀町を真剣に考え、町民一人ひとりが誇りと希望を持てるまちづくりを進めていく必要があります。

この総合計画は、これからの小値賀町の新しいまちづくりの指針として策定するものです。

第2 総合計画策定の役割

- ・本計画は、まちづくりの基本的な方向性を示し、各分野の計画や事業立案の基本とします。
- ・できるだけ目標値を設定し、成果を検証、評価できるようにします。
- ・広く町民に情報を公開して、まちづくりへの参画を促します。

第2章 総合計画策定の構成と期間

第1 総合計画の構成

- ・基本構想 まちづくりの理念、将来像、各分野における施策の方向性を示します。
- ・基本計画 基本構想の示す理念、方向性を具体化するための現状分析、課題の整理を行い、基本的な施策、重点的な施策を数値目標も含めて示します。

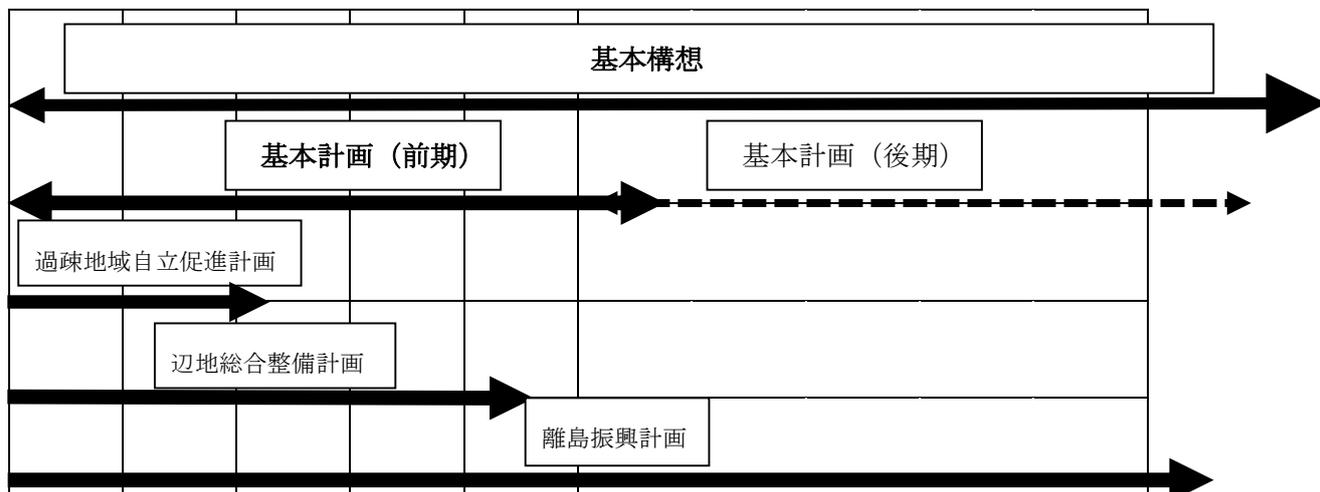
第2 総合計画の期間

- ・基本構想については、平成26年度から35年度までの10年間とします。
- ・基本計画については、平成26年度から35年度までの10年間で策定し、前期5年の

終了時に見直し、後期5年の計画を策定します。

- ・下位計画として、過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画等を策定し、毎年必要に応じて見直しを行います。

H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度 H34年度 H35年度



第3章 地域の概要

第1 沿革

旧藩時代は、平戸藩主松浦家の所領で、笛吹・前方・柳各村の農業者は各村における庄屋が統治していました。笛吹浦、筒井浦、斑浦に浦役所が設けられ、漁業者はその管轄に属しました。

1872年(明治5年)区制施行により第26大区となり、区務所を笛吹村に置かれ、さらに5小区に分割され、笛吹村を1の小区、柳村を2の小区、前方村を3の小区と称しました。

1879年(明治12年)に郡制施行により、北松浦郡の管轄となり、各村に戸長役所が置かれました。

1882年(明治15年)7月には町村行政区画が改正され、3村を合わせて笛吹村外2ヶ村戸長役所が置かれました。

1889年(明治22年)4月1日、町村制施行により現在の町域にあたる北松浦郡笛吹村・柳村・前方村が発足。いずれも単独村制施行、各村に役場が置かれました。

1926年(大正15年)4月1日に笛吹村・柳村・前方村が対等合併し、小値賀村が発足し、1940年(昭和15年)2月11日に小値賀村が町制施行、「小値賀町」となりました。

第2 自然的条件

本町は、五島列島の北端に位置し、小値賀本島を中心として、その周辺に散在する大小 17 の島からなっています。北は 7.5 km 隔てて宇久島（佐世保市）と南は 5.5 km を隔てて中通島（新上五島町）と相対し、東は約 50 km の距離を隔てて九州本土に、西は遠く東シナ海に臨んでいます。

総面積は 25.46km²で、本島が 12.22km²、属島が 13.24km²であり、本島の地形はなだらかで、火山の噴出で生じた海拔 100m 程度のいくつかの丘陵を囲んで海岸線まで耕地が広がっています。遠浅の海に囲まれた海岸線は出入りが多く、東方には自然の良港前方港、南方には本町の海上交通の玄関口、商業・水産業の中心である笛吹集落、小値賀漁港があります。

土層が深い反面、高山や森林に乏しいため水源に恵まれず、そのため灌漑用のダムやため池を整備し、水田や畑作に利用しています。

第4章 小値賀町のめざす姿（将来像）

美しい海のまち

生き生きとした産業のまち

ふれあいとやすらぎのまち

第1 まちづくりの基本理念

美しい海のまち・・・町民が誇れるまち、訪れる人を魅了するまち

本町は、西海国立公園に浮かぶ美しい海のまちです。

本島を中心に大小 17 の火山島群からなり、複雑な海岸線となだらかな陸の地形と田園風景は、見る人を魅了する美しい景観となっています。

この豊かな島は、肥前風土記にもその名が記されているように、太古から人が住み続けており、往古は遣唐使の寄港地として、近世以降は西海捕鯨の根拠地として栄えた歴史を有します。

そういった歴史背景の中で、平成 23 年 7 月には「小値賀諸島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定されています。

町民の誇りであるこの美しい自然と島の歴史を活用したまちづくりを推進し、島を訪れる人を増やし、交流人口の増加や定住人口の増加により、地域の振興を図っていきます。そのために、次の施策を進めます。

- ・耕作放棄地を減らし、美しい田園風景の保全に努めます。
- ・過疎化に伴う空き家対策を図り、景観形成とUIターン施策につなげます。
- ・重要文化的景観関連事業の推進を図り、美しい島づくりに努めます。
- ・下水道の有効活用を推進するとともに、ごみの減量化等、循環型社会の構築に努めます。

生き生きとした産業のまち・・・地域資源を生かしたまちづくり、ブランドづくり

本町の基幹産業は農業と漁業ですが、国際化の進展や社会環境の変化の中で、後継者不足で厳しい状況となっています。しかし、第 1 次産業は食料を供給する基幹的な業種であり、将来にわたって必要な分野です。この第 1 次産業を収益性のある魅力あるものにする工夫が重要であり、町内各産業が連携を図り、後継者や関連雇用が生まれるようにしていく必要があります。

耕地面積が狭い、小型の沿岸漁業、就業人口が少ないなど、本町の持つ制約条件を考えれば、少量多品種の生産物をどのようにして付加価値を高めるかということになります。そのために、次の施策を進めます。

- ・他産地と差別化ができる生産物・加工品を開発します。
- ・産品を売ると同時に、地域を売るという視点で統一ブランド化を図ります。
- ・安定した農漁業経営に資するため、流通コストの低廉化に取り組みます。
- ・観光客等、交流人口の増加に努め、地元での消費量を増やします。
- ・交通アクセスを改善し、人の流れや物流を活性化します。
- ・基幹産業と自然、歴史文化等、町独自の資源を融合した観光事業の推進を図ります。

ふれあいとやすらぎのまち・・・福祉のまちづくり

本町は、長崎県内で一番小さい自治体で、高齢化率も長崎県内一の44.8%となっています。町民は、住み慣れたこの島に高齢になっても住み続けたいと願っており、すべての人が安心して暮らせるまちづくりが求められます。

本町は、地域の暖かい人間関係や絆がまだまだ強く残っています。この伝統を守りながら、社会保障や公的扶助制度を充実させ、町民一人ひとりに目が行き届く、きめの細かい福祉のまちづくりを目指します。

そのために、次の施策を進めます。

- ・それぞれのライフステージに合った健康づくり事業や生涯学習事業を推進します。
- ・町立診療所の機能充実と診療体制の強化及び救急医療体制の維持を図ります。
- ・本土との交通アクセスの充実やバリアフリー化を推進します。
- ・地域ぐるみの子育て支援を行います。
- ・高齢者・障がい者も安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ・地域コミュニティを大切に、安心安全なまちづくりに努めます。

第5章 人口の推移と目標

第1 人口の推移

本町の人口は、昭和25年国勢調査の人口をピークに減少の一途をたどってきました。

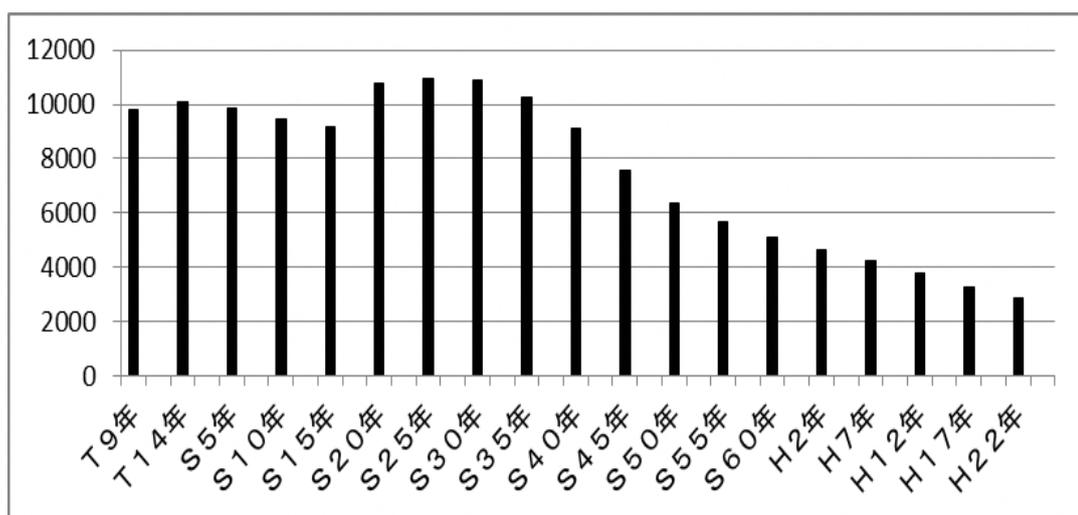
特に昭和30年代後半からの戦後の高度経済成長による団塊世代の進学・就職による島外流出により、人口減少は急激に進みました。

少子化により高校卒業時の島外流出者も激減していますが、平成22年国勢調査人口は、2,849人で、この10年間で25%、1,000人近く減少しています。

更に、20年前と比較しても、人口減少だけでなく若年層と生産年齢層が極端に少なく、高齢層が多い人口構成に移行していることが見えます。

国勢調査人口の推移

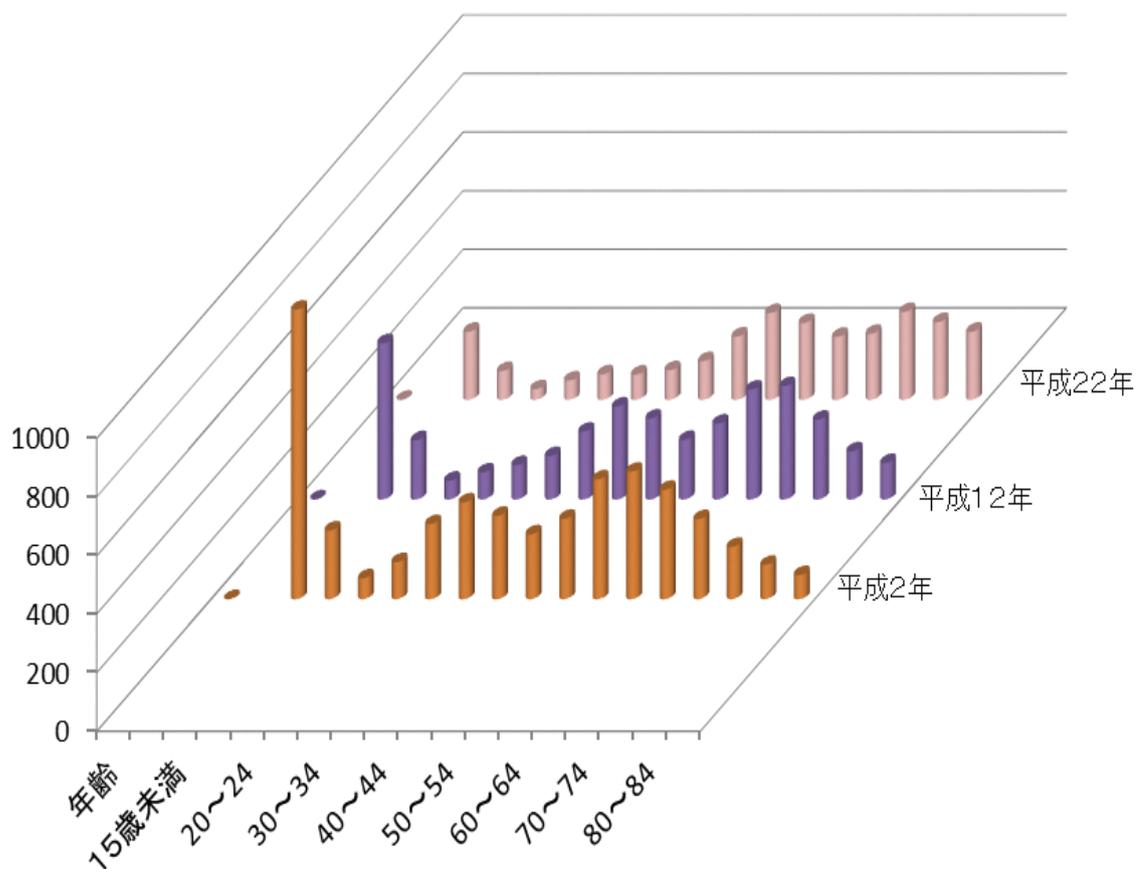
年次	世帯数	人口			1世帯の 平均人員	増減率
		総数	男	女		
大正9年	1,845	9,782	4,648	5,134	5.3	-
大正14年	1,860	10,110	4,900	5,210	5.4	3.35
昭和5年	1,866	9,852	4,677	5,175	5.3	△ 2.55
昭和10年	1,860	9,478	4,594	4,884	5.1	△ 3.80
昭和15年	1,763	9,144	4,536	4,608	5.2	△ 3.52
昭和20年	2,055	10,753	5,097	5,656	5.2	17.60
昭和25年	2,029	10,968	5,311	5,657	5.4	2.00
昭和30年	2,032	10,912	5,296	5,616	5.4	△ 0.51
昭和35年	2,005	10,276	4,949	5,327	5.1	△ 5.83
昭和40年	1,967	9,126	4,384	4,742	4.6	△ 11.19
昭和45年	1,833	7,552	3,571	3,981	4.1	△ 17.25
昭和50年	1,705	6,374	2,979	3,395	3.7	△ 15.60
昭和55年	1,664	5,684	2,670	3,014	3.4	△ 10.83
昭和60年	1,575	5,101	2,382	2,719	3.2	△ 10.26
平成2年	1,520	4,651	2,167	2,484	3.1	△ 8.82
平成7年	1,510	4,238	1,969	2,269	2.8	△ 8.88
平成12年	1,458	3,765	1,733	2,032	2.6	△ 11.16
平成17年	1,364	3,268	1,495	1,773	2.4	△ 13.20
平成22年	1,287	2,849	1,313	1,536	2.4	△ 12.82



年齢別人口の推移(国勢調査人口)

年齢	平成2年	平成12年	平成22年	増減数(率)
15歳未満	988	533	232	△301(△56.5)
15~19	234	202	98	△104(△51.5)
20~24	71	64	36	△28(△43.8)
25~29	126	92	66	△26(△28.3)
30~34	256	117	87	△30(△25.6)
35~39	330	148	86	△62(△41.9)
40~44	284	231	101	△130(△56.3)
45~49	221	317	132	△185(△84.6)
50~54	274	276	216	△60(△21.7)
55~59	409	203	296	93(45.8)
60~64	435	259	262	3(1.2)
65~69	373	375	215	△160(△42.7)
70~74	273	387	225	△162(△41.9)
75~79	178	273	300	27(10.3)
80~84	117	164	265	101(61.6)
85歳以上	82	124	232	108(87.1)
合計	4,651	3,765	2,849	△916(△24.3)

※増減数は平成12年と平成22年の比較



第2 将来試算と目標

小値賀町総合計画の目標人口を設定するにあたり、目標年次を平成32年とします。人口目標の設定時期としては、国勢調査期が望ましいからです。

□将来目標人口

高校生以上の全町民を対象に行ったアンケートで、望ましい人口規模は昭和60年頃の5,000人以上が多く、次に15年ほど前の4,000人という回答が多数でした。

しかしながら、各種振興策を講じてきたにもかかわらず、本町の過疎化は、急速に進んでいる現状です。日本全体が人口減少に転じる中で、本町の将来人口の目標値は、将来推計人口のデータをもとに、「過疎化をどれだけくい止めることができるか」という現実的な視点で考える必要があります。

将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所による推計)

	平成22年国勢調査人口	平成32年国勢調査人口	増減数(率)
15歳未満	232	128	△104 (△44.8%)
15~64歳	1,380	767	△613 (△44.4%)
65歳以上	1,237	1,214	△23 △(△1.9%)
合計	2,849	2,109	△740 (△26.0%)

将来年齢別目標人口(「増減」の欄は、平成22年国勢調査人口との比較)

年齢区分	平成32年目標値		平成32年推計値		目標値との乖離
	人口	増減	人口	増減	
15歳未満	211	△21 (9.1%)	128	△104 (44.8%)	+83
15~64歳	875	△55 (36.6%)	767	△613 (44.4%)	+108
65歳以上	1,214	△23 (1.9%)	1,214	△23 (1.9%)	0
合計	2,300	△5 49(19.3%)	2,109	△740 (26.0%)	+191

〈参考〉

平成14年計画時の目標値と実績

	計画	実績
15歳未満	△133(24%減)	△301(56%減)
15～64歳	△409(21%減)	△529(28%減)
65歳以上	△122(9%減)	△85(6%減)
合計	△665(18%減)	△916(24%減)

第6章 施策の大綱

第1 基礎的条件・生活環境の整備

(1) 土地利用

本町の総面積は、25.46km²で、地目構成比は、田6.0%、畑19.8%、山林11.0%、宅地3.0%、その他60.2%となっています。快適で暮らしやすいまちづくりや、島を訪れる人が美しいと感じたり、癒しを受けることができる風景を守るためには、土地が生活及び生産などの基盤であることを認識し、有効かつ計画的に利用することが重要です。

農地の荒廃が進むと、イノシシなどの有害鳥獣が農作物等に被害を与えたり、豊かな田園風景といった景観を阻害することになるため、中山間地に近い農地などの保全対策を進めます。

また、「日本で最も美しい村」連合に加盟し、観光にも力を入れているところであり、土地の荒廃化や無秩序な利用を防止し、島全体の美しい景観を保全します。

(2) 交通

本町は外海型離島のため、本土との交通アクセスは、住民生活や産業振興に直結する重要な問題であり、住民の関心も高くなっていますが、運航ダイヤやバリアフリー化など、上五島航路は改善が進んでいません。過疎化が進行する中、運航会社も経営の問題から消極的であるため、関係各方面に働きかけ、改正離島振興法(H25～H34)など、国の制度を活用して、この問題の解決に取り組みます。

また、平成18年度から定期便がなくなった小値賀空港については、交流人口の増大を図り、臨時便の運航を推進します。そのほかの利活用も含めて空港の存続、ひいては定期便復活を目指します。

町内交通では、本島と周辺小離島をつなぐ町営渡船事業がありますが、引き続き住民の利便性を考慮した運航を継続します。

小値賀交通のバスは、本島内唯一の公共交通機関であり、特に高齢者や障がい者の足として運行を継続します。

(3) 生活環境整備

安全安心で質の高い生活環境と快適でコミュニティ※豊かな地域の実現を目指して、自然環境や町並み景観の保全に努め、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う環境整備を進めます。

上下水道については下水道接続を推進し、維持管理コストの縮減を図りながら効率的な運営を行います。

ごみの減量化や再資源化、海岸等の美化活動の支援や住民意識の醸成に努めます。

住宅については、老朽公営住宅の増改築等と民間空き家を活用した供給を行い、多様な町民の要望に対応するとともに、町並みの荒廃を防止します。

第2 安心な暮らしの充実(福祉・保健・医療)

(1) 地域福祉の推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての住民が生きいきと健康に暮らせるまちづくりのために、福祉保健の充実を進めていきます。

児童・母子福祉については、安心・安全に子どもを産み育てる環境の整備を進めながら、児童数の減少に歯止めをかけるとともに、地域ぐるみの子育てをさらに推進します。また、認定こども園など、より総合的な保育を推進するとともに、相談・指導体制の強化を図り、ボランティアと連携した子育て支援事業の強化を図ります。

一方、高齢者対策は、団塊の世代層が高齢者の仲間入りをして超高齢化社会が一層加速する中で、長期的な視野に立った施設整備を検討しながら介護予防事業を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きいきと暮らせるやさしいまちづくりに努めます。

本町に専門の施設がないため、多くが町外の施設利用を余儀なくされる環境にある障害者については、今後も町外施設との連携強化を図りながら、ノーマライゼーション※の理念のもとに、地域で支えあう障害者対策を進めます。

(2) 健康づくりの推進

すべての町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生きいきと暮らすことができるように、各種検診の充実、食育の推進及びスポーツ、レクリエーションや健康教室等の開催などにより、それぞれのライフステージ※に合わせた健康づくり事業を進めます。また、予防と保健指導が重要視される中で、健康管理センターの機能強化を図ります。

(3) 地域医療の充実

町民が安心して暮らせる条件として、恒久的な医療の提供が重要であり、今後、町立診療所の機能充実と診療体制の強化を推進するとともに、経営の健全化を図ります。また、離島から本土への緊急搬送体制を県と連携しながら充実させます。

第3 産業の振興

(1) 農業

農業は、漁業と並ぶ本町の基幹産業です。農業の振興は、町勢の浮揚を図るうえで極めて重要な役割を担っています。

平成元年度から平成 15 年度にかけて、県営担い手育成畑地帯総合整備事業を実施し、農業基盤の整備を行い、経営の合理化、生産性の高い新規作物の導入等を推進し、平成 12 年度に小値賀町担い手公社を設立して、農業後継者の育成にも力を入れてきました。

こうした状況の中、本町全体をひとつの地域として、農業の長期計画である「人・農地プラン」を作成し、新規就農者への支援、農地集積への支援を積極的に進めていきます。

また、特産品である落花生等の生産拡大を図り、それを活用した土産品の開発を進め、第6次産業化につながるよう、総合的な農業振興対策に努めます。

(2) 水産業

本町の漁業は、沿岸漁業としては、かつて県下トップクラスの位置を占め、町内産業としても中核的な地位にあります。

本町は資源回復を図るための資源管理型漁業、水産資源の生息環境となる漁場整備・保全を長年継続しており、近年は県補助金を活用した後継者対策、燃油高騰対策補助金の交付、そして、平成 24 年度からは輸送コスト改善事業補助金の交付を実施しています。

今後国や県に積極的に働きかけをしていくとともに、高鮮度維持凍結システム等を用いた農水産物加工施設の整備を行い、付加価値をつけて、旬の味と鮮度を保ったまま東京・大阪などの大消費地に出荷できるような施策を講じ、水産業の一層の振興と活力ある漁村づくりに努めます。

(3) 商工業

本町の商工業は、町内消費向けの食料品や日用雑貨品の販売、あるいは対個人サービス業等に従事している店舗がほとんどです。工業にしても、食料品製造及び船舶の修理が主たるもので、建設業は町内の公共工事に依存しています。

しかし、過疎化や第 1 次産業（農業・漁業）の不振、公共工事の大幅な減少が町内

の消費や投資を停滞させており、商工業に直接的な影響を与えています。また、通信販売や町外への個人消費の流出等による影響が顕著に現れ、大打撃となっています。

こうした状況の中、町経済全体の底上げを長期的な視野から進めていくために、町内消費ばかりでなく、町外需要の開拓を図り、特産品の開発を推進するとともに、観光産業と結びつけ、商工業の振興に努めます。

(4) 観光業

小値賀町民が昔から持っている「おもてなし」の心と、長崎県や国による旅館業法等の規制緩和、下水道整備など、先人たちの長年の環境整備、加えて小値賀の魅力を再発見し、町外に情報発信しているUIターン^{*}者など、いくつかの要因が相まって、本町の観光業は発展しつつあります。

そういったことから、小値賀の知名度は近年飛躍的に高まり、視察やマスコミの取材等も増えているところですが、これから、現在推進している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録がなされれば、小値賀の観光産業の発展に大きく貢献するものと期待しています。

本町は、ほぼ全域が西海国立公園に指定された自然豊かな町で、「日本で最も美しい村」連合に、長崎県の自治体で唯一加盟していますが、この連合は、「小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続ける」ことを目指しており、景観だけでなく、長年にわたって伝承されてきた文化を守っていくことも必要です。

25年度から国の指定を受けて佐世保市と一体となった「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業に取り組んでいますが、旧家を活用した古民家ステイをはじめ、そのほかにも町にある色々な資源を有効に活用して、町の魅力として磨き上げ、「住んでよし」、「訪れてよし」の観光地づくりを進めます。

第4 教育・文化の振興

(1) 学校教育

町づくりの基本は、人づくりです。町の将来を託す子どもたちを育むために、「人の子もうちの子、子どもは町の宝」を基本理念とし、平成20年度から取り組んでいる、小中高一貫教育を柱とした「子どもたち一人ひとりの夢の実現」や本町の教育方針である「すぐれた知性と創造力を身につけ、たくましい心身と実践力を持ち、地域連携に富んだ個性豊かな町民の育成」に努めます。そのために、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成、幼小中高一貫教育の推進、教育環境の整備を重点目標と位置付け、小規模校ならではの「一人ひとりの個性的資質を伸ばし、創造性とたくましさを合わせ持つ児童生徒の育成」を図ります。

(2) 幼児教育

幼児期は、心身の発達が最も著しく、遊びや共同活動の中から人間形成の基礎や豊かな情操を培う重要な時期です。

児童福祉施設の「保育所」と幼児教育施設の「幼稚園」を一体的に運営する「認定子ども園」への移行を推進し、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備と人材の育成を図り、個々の個性を伸ばす幼児教育の充実に努めます。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼小連携の推進体制の整備に努めます。

(3) 社会教育

社会教育施設を活用して生涯学習推進体制の充実、情報の収集、提供を図り、各世代や個人の生活スタイルに対応した生涯学習活動の展開を推進します。

世代別生涯学習活動においては、要求課題と必要課題を的確に把握し、充実した生涯学習活動の展開に努め、町民憲章に謳われている「すすんで学び、ともに伸びゆく心豊かな教育の町」を目指します。

社会教育主事を中心に自主生涯学習団体の発足・展開を充実させ、食生活や健康、地域環境の学習等、関係部局との連携で共同開催等を図ります。

青少年健全育成のために家庭・学校・地域が一体となって取り組み、「青少年健全育成会」の活動や「放課後子ども教室」に代表されるボランティア団体の育成・指導にも力を注ぎます。

(4) 社会体育

町民の健康づくり・健康維持のためにスポーツ、レクリエーション活動は不可欠であり、保健部局との連携を図りながら、体系的なスポーツ振興を充実させることが必要です。

生涯スポーツ活動施設としての総合運動公園の利用促進を図るため、総合型スポーツクラブ「おちかスポーツクラブ」の活動を推進し、自主スポーツサークルの同クラブへの加入促進に努めます。

また、高齢者向けの軽スポーツの普及を図るため、体育指導委員会（スポーツ推進委員会）による新スポーツの普及活動を図りながら、生涯スポーツ社会の構築に努めます。

(5) 文化の高揚と継承

本町の文化財は、古墳・中国船の礎石、海底遺跡から発掘された東南アジアの陶磁器類等をはじめ、他の自治体に類を見ないほど多数存在しています。これらの文化財を守り継承していくことは、現代に生きる私たちの使命です。

歴史民俗資料館では、本町の歴史・文化に関する数多くの資料を保管しており、今後も継続して、常設展示・企画展示の充実に努めます。

また、「重要文化的景観関連事業」の推進と長崎県と連携して進めている「世界文化遺産登録推進事業」も重要施策として推進します。

民俗芸能・民俗行事に関しては、全国的に核家族化と地域間連携の希薄さが叫ばれる中、本町においては保存会活動や各地域での伝承活動が行われており、これらを支援します。

第5 行 政

(1) 町民協働の行政

地方分権の流れの中で、複雑多様化する行政課題や町民の要望に対し、的確に、また効率的に対応できるよう情報公開を進め、町民との協働を推進しながら、公平、公正な行政システムの確立を図ります。

研修等を通じて、町政の運営に携わる職員の意識や能力の向上を図り、効率的な行政運営を推進します。

(2) 持続可能な財政運営

自主財源の確保に努めるとともに、国費・県費をはじめ、有利な補助財源を活用しながら、人口減少を抑えるための各種地域振興策を図ります。また、経常経費の節減にも努め、効率的かつ健全な財政運営を推進します。

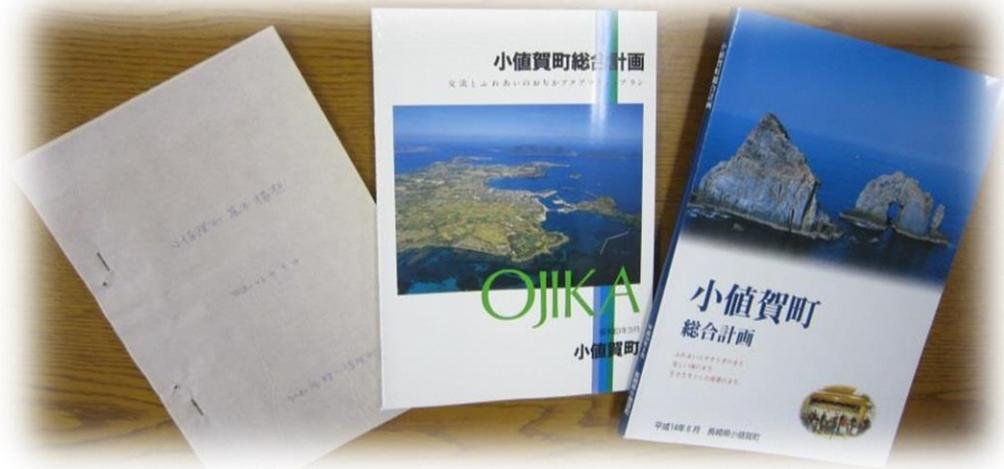
第4次小値賀町総合計画審議会委員名簿

分野		役職	委員	備考
関係団体の代表	産業・経済	商工会長	福崎 文雄	
		農協支店長	川端 勇雄	
		漁協組合長	伊藤 六弘	
		IT協会理事長	前田 敏幸	
		担い手公社常務理事	松本 充司	
	各種団体	笛吹連合町内会長	尼崎 豊	
		農家地区会長	山田 定稔	
		老人クラブ連合会長	近藤 一輝	
		婦人連絡協議会長	筒井 愛子	
		青少年健全育成会長	横山 英示	会長
		値賀の里理事長	中谷 功	
		社協事務局長	江川 勉	副会長
	民児協 副会長	岩坪 平一郎		
	学識経験者	教育・文化	教育長	吉元 勝信
校長会会長			伊福 正剛	
文化連盟会長			西 勝信	
一般公募			近藤 隆二郎	
			太田 信孝	
			門脇 忍	

小値賀町町民憲章

私たちは、豊かな自然と温かいふれあいのある町小値賀を、限りなく愛し、郷土の繁栄と町民の幸福を願って、この憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を大切にし、香り高い文化の町にしましょう。
- 一、ひとの心を思いやり、やすらぎのある住みよい町にしましょう。
- 一、すすんで学び、ともに伸びゆく心豊かな教育の町にしましょう。
- 一、心と体をきたえ、健康で明るい町にしましょう。
- 一、産業の発展に努め、活気と希望に満ちた町にしましょう。



第1次総合計画

第2次総合計画

第3次総合計画



一步一步確かな明日へ!

第4次小値賀町総合計画

(平成26年度～令和5年度)

後期基本計画

令和元年7月

発行 長崎県小値賀町

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1